



令和3年度9月補正予算案

令和3年9月22日

茨城県



新型コロナウイルス感染症への対応として、
感染拡大防止と経済活動の両立を図るために必要な事業
県政の課題等への対応として、
防災・減災対策の推進等に必要な事業 について計上

一般会計補正予算額 766億13百万円

(企業会計381百万円)

< 一般会計分の内訳 >

新型コロナウイルス感染症への対応分 751億79百万円

県政の課題等への対応分 14億34百万円



【R3.9月補正予算額 34,755百万円】

保健福祉部感染症対策課感染症企画調整室(029-301-5134)
 同 厚生総務課地域保健支援G(029-301-3129)
 同 医療局医療政策課医療計画G(029-301-3124)
 同 薬務課ワクチンチーム(029-301-5294)

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向けて、個別接種医療機関の支援等によりワクチン接種体制の強化を図るほか、今後想定される変異株等による更なる感染拡大に対応できるよう、医療提供体制及び検査体制の拡充を行います。

医療提供体制の充実 (27,817百万円)

- | | |
|--------------|---|
| 1 病床確保事業 | 確保料/日：ICU 43.6万円、HCU 21.1万円、その他 7.4万円 等 |
| 2 宿泊療養施設の運営費 | 民間宿泊施設の追加借上げ等(4施設 7施設) |
| 3 臨時医療施設の運営費 | 医師・看護師の person 費、医薬材料費 等 |
| 4 医療費の公費負担 | 入院・外来医療費における自己負担分への補助 など |



ワクチン接種体制の強化 (3,442百万円)

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 職域接種支援事業 | 職域接種実施団体に対して接種回数に応じた補助を実施 |
| 2 個別接種促進事業 | 個別接種を行う医療機関に対する補助の期間延長 |
| 3 接種体制確保事業 | 副反応コールセンターの拡充費用 |
| 4 医療従事者派遣事業 | 集団接種会場へ医療従事者を派遣する医療機関への補助の期間延長 |



検査体制の拡充 (3,496百万円)

- | | |
|-------------|---|
| 1 行政検査の外部委託 | 積極的疫学調査に基づく幅広い検査や福祉施設への緊急検査等に対する検査体制の拡充 |
|-------------|---|



下線は新規事業、それ以外は拡充



【R3.9月補正予算額 36,280百万円】

産業戦略部中小企業課企画G（029-301-3482）

県の営業時間短縮要請に応じた対象施設の事業者に対し協力金を支給します。

飲食店への支給額

該当市町村に所在する飲食店のうち、要請期間すべてに協力した事業者が対象
（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者）

区分		年間の売上高(目安)	～約3,000万円 (～7.5万円 ¹ /日)	約3,000万円～約1億円 (7.5 ¹ ～25万円/日)	約1億円～ (25万円～/日)
中小企業 ²	国の緊急事態宣言地域		4万円/日	4～10万円/日 (1日の平均売上高の4割)	10万円/日
	まん延防止等重点措置区域		3万円/日	3～10万円/日 (1日の平均売上高の4割)	
大企業	全ての地域		1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円/日・店舗）		

- 1 国の緊急事態宣言地域の場合は10万円
- 2 中小企業であっても、大企業と同様の算定方式を選択可能

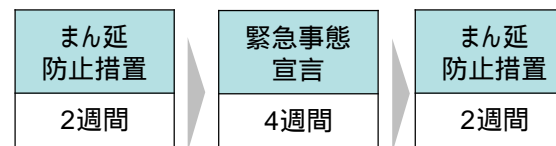
大規模集客施設等への支給額

まん延防止等重点措置区域又は国の緊急事態宣言地域に
所在する建築物の床面積が1,000㎡超の大規模集客施設等が対象

区分	1日当たりの支給額
大規模集客施設	20万円×時短率 ¹ ×(自己利用部分面積 ² ÷1,000㎡)
上記施設の入居テナント等	2万円×時短率 ¹ ×(テナントの店舗等面積 ³ ÷100㎡)

- 1 短縮時間 / 本来の営業時間
- 2 1,000㎡単位未満は切り捨て（1,000㎡未満の場合は、1,000㎡とみなす）
- 3 100㎡単位未満は切り捨て（100㎡未満の場合は、100㎡とみなす）

(参考) 積算の考え方



- 対象事業者数
- ・飲食店 13,000件
 - ・大規模集客施設 運営事業者等約600件、テナント事業者等約2,500件



【R3.9月補正予算額 2,674百万円】

産業戦略部技術革新課
事業者一時金支給チーム（029-301-3579）

8月～9月の国緊急事態宣言や県非常事態宣言等の影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業者の売上高別に県独自の一時金を支給します。

<p>支給対象</p>	<p>県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業・個人事業者で、以下のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店、大規模集客施設等と直接取引がある事業者</p> <p>(2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者</p> <p>営業時間短縮要請を受けた飲食店、大規模集客施設等は対象外 国の月次支援金は併給可</p>
<p>対象外</p>	<p>大企業、公共法人、政治団体 等</p>
<p>主な要件</p>	<p>令和3年8月又は9月のいずれかの月の売上が、対前年（対前々年）同月比で30%以上減少していること</p>
<p>支給額</p>	<p>1事業者あたり20万円～500万円（1回限り） 事業者の売上高に応じて算定</p> <p>〔 3,000万円未満/年：20万円 3,000万円～1億円未満/年：30万円～90万円 〕 〔 1億円～5億円未満/年：100万円～400万円 5億円以上/年：500万円 〕</p>
<p>総事業費</p>	<p>3,747百万円 [内訳] 今回補正額2,674百万円 + 予算残額見込1,073百万円</p>
<p>申請期間</p>	<p>10月受付開始予定</p>